

E メール配信 (Monday, 24 August 2020)

JCCI 会員各位

新型コロナウイルスに関する情報を下記、ご案内いたします。

①シンガポールにおける出入国措置の緩和について

8月21日、出入国措置の緩和について発表されました。

主な内容は下記の通りです。

・ブルネイ、ニュージーランドからの渡航者は、空港到着時に Covid-19 のテストを受け、陰性であれば、

14日間の SHN をせずに、シンガポール国内で活動することができる。(9月1日より申請開始、9月8日より実施)

・シンガポールからブルネイ、ニュージーランドへの通常の渡航が可能となるよう渡航勧告が更新される。

・オーストラリア(ビクトリア州を除く)、中国、マカオ、台湾、ベトナム、

マレーシアの6カ国・地域からの渡航者は、SHN の実施期間が7日間に短縮される。

※今回、日本との往来に関する記載はございません。

本内容につきましては、日本大使館の HP にて邦訳された情報が掲載されておりますので、ご確認下さい。

<https://www.sg.emb-japan.go.jp/files/100086342.pdf>

また、本内容(原文)につきましては、下記 MOH のホームページをご確認下さい。

<https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/updates-on-border-and-community-measures>

以上

<本件担当> JCCI 事務局 (担当: 清水) E-mail: info@jcci.org.sg